

SABO NEWS LETTER

第 86 号【発行日】平成 18 年 12 月 20 日（水）【発行】（社）全国治水砂防協会

目 次

- | | |
|--------------------------------|----|
| 1 . 目次・行事予定 | 1 |
| 2 . 国土交通省砂防部長よりご挨拶 | 2 |
| 3 . 平成 19 年度砂防関係予算内示概要 | 4 |
| 4 . （社）全国治水砂防協会理事長より年末のご挨拶 | 12 |
| 5 . （社）全国治水砂防協会平成 19 年開催会議等予定表 | 13 |

ご質問、ご意見、ご感想、記事の詳細内容等、お問合せ先

社団法人 全国治水砂防協会

担当：岡本，宮内，阿部，野間

住所：〒 102-0093 東京都千代田区平河町 2-7-5 砂防会館内

電話：03-3261-8386 FAX：03-3261-5449 E-mail：kyokai@sabo.or.jp

砂防に関する最新情報は砂防協会ホームページをご覧ください

<http://www.sabo.or.jp/>

会員の皆様へ

暖かい日が続いていましたが、冬型の気圧配置となり、急に冷え込んできました。昨年のような豪雪とそれに伴う災害が発生しないことを願っています。

9月から始まった平成19年度の砂防関係事業の概算要求に対して、数多くのご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

その来年度の政府予算案について、12月20日に、財務省から別添資料のような内示がありましたのでお知らせいたします。

公共事業費は、対前年比率マイナス3.5%と縮減されることとなり、当初予算ベースで7兆円を下回るのは、1987年度以来、20年ぶりと言われています。そんな中で、河川局所管予算全体では、事業費ベースで対前年比0.97。そのうち、総合流域防災事業を除く砂防関係事業予算は、対前年比0.98。河川事業等の一部を含む総合流域防災事業は、対前年比0.94となっています。

土砂災害が頻発する一方で、予算が減少しています。このため、砂防関係事業の中で、災害発生後の対策が大きな割合を占めている状況にあり、本来実施すべき予防的かつ計画的な事業が先送りとなりがちです。限られた予算の中で、いまだに2割程度と低い砂防関係施設の整備を推進していくことを基本に据え、避難所等を護る施設の整備、災害時要援護者関連施設の保全、流木対策、土砂災害防止法に基づくソフト対策の推進等多岐にわたる課題に取り組んでいかなければなりません。コスト縮減を図りつつ、より効率的かつ重点的に事業を進めてまいります。

(次頁へ続く)

砂防関係の財務省原案内示の主な内容は次のとおりです。

急傾斜地崩壊対策事業の拡充（地域の防災拠点の保全）が認められました。市町村役場、警察署、消防署などが土砂災害で被災することによって、地域の災害対応機能が低下することを防ぐため、保全対象が地域の防災拠点のみであっても採択できるようになります。

山形県月山地区について直轄地すべり対策事業調査の新規着手が認められました。

なお、地震により発生するがけ崩れの緊急対策事業の創設は認められませんでした。最近多発している大規模地震災害の実態や東海、東南海・南海地震等への備えとして、地震とともに発生するがけ崩れ対策を、効率的、緊急的に実施していく必要があります。そこで、通常の急傾斜地崩壊対策事業の中で、地震によるがけ崩れの危険度を評価し、危険性が高く、コミュニティに大きな被害を及ぼすおそれのあるがけ崩れの危険箇所から、優先的、緊急的に事業を推進してまいります。

今後、新年度に向けて、都道府県別配分等が始まります。それぞれの都道府県における砂防関係事業予算を確保するため、会員の皆様をはじめとする地域の声をぜひ届けていただくようお願いします。

今年も残り少なくなりました。1年間、砂防事業に対するご支援、ご協力を賜りありがとうございました。来年も引き続きよろしく願いいたします。来る年が、会員の皆様方にとって良い年になりますよう祈念申し上げ、年末の挨拶とさせていただきます。

砂防部長 亀江幸二

砂 防 関 係 内 示 概 要

(1) 砂防・急傾斜

- ・急傾斜地崩壊対策事業の拡充（地域の防災拠点の保全）を認める。

(2) 箇所採択

- ・山形県月山地区について直轄地すべり対策事業調査の新規着手を認める。
- ・個別事業別の新規採択箇所数等は以下のとおりとする。

区 分	要求	内示	備 考
【直轄】			
砂防事業調査（内地）	1	1	月山地区（山形県）
【補助】			
1．特定緊急砂防（内地）	6	6	
2．砂防激甚災害対策特別緊急 砂防激甚災害対策特別緊急（内地）	2	2	
3．特定緊急地すべり対策	1 1	1 1	
（内地）	9	9	
（沖縄）	1	1	
（奄美）	1	1	

実施箇所（地区）については、財務省との実施計画協議において決定。

平成19年度砂防関係事業予算内示概要

(単位：百万円)

区 分	平成18年度予算		平成19年度予算内示額		対前年度比	
	事業費A	国費B	事業費C	国費D	C/A	D/B
砂防事業(地すべりを含む)	227,423	145,559	221,927	140,465	0.98	0.97
砂 防	197,881	128,965	191,097	123,177	0.97	0.96
地すべり	29,542	16,594	30,830	17,288	1.04	1.04
急傾斜地崩壊対策事業	42,714	21,565	41,688	21,025	0.98	0.97
砂防関係事業 計	270,137	167,124	263,615	161,490	0.98	0.97

(注) 1 道路関連社会資本分、特定治水及び剰余金等を含む。

(注) 2 計数は、整理の結果端数調整することがある。

(注) 3 上記計数以外に、総合流域防災事業(統合補助金)の内数として砂防関係事業がある。

(参考)

(単位：百万円)

総合流域防災事業	131,075	66,303	122,615	62,519	0.94	0.94
----------	---------	--------	---------	--------	------	------

(注) 総合流域防災事業には、砂防関係事業(砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業)の他、河川事業・ダム事業も含まれる。

(1) 砂防事業

(単位：百万円)

区 分	平成18年度予算		平成19年度予算内示額		対前年度比	
	事業費A	国費B	事業費C	国費D	C/A	D/B
砂 防	197,881	128,965	191,097	123,177	0.97	0.96
直 轄	88,312	64,010	87,778	62,750	0.99	0.98
補 助	109,569	64,955	103,319	60,427	0.94	0.93

(2) 地すべり対策事業

(単位：百万円)

区 分	平成18年度予算		平成19年度予算内示額		対前年度比	
	事業費A	国費B	事業費C	国費D	C/A	D/B
地すべり対策	29,542	16,594	30,830	17,288	1.04	1.04
直 轄	8,069	5,803	8,211	5,844	1.02	1.01
補 助	21,473	10,791	22,619	11,444	1.05	1.06

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

(単位：百万円)

区 分	平成18年度予算		平成19年度予算内示額		対前年度比	
	事業費A	国費B	事業費C	国費D	C/A	D/B
急傾斜地崩壊対策	42,714	21,565	41,688	21,025	0.98	0.97
直轄(調査費)	42	42	42	42	1.00	1.00
補 助	42,672	21,523	41,646	20,983	0.98	0.97

(4) 総合流域防災事業

(単位：百万円)

区 分	平成18年度予算		平成19年度予算内示額		対前年度比	
	事業費A	国費B	事業費C	国費D	C/A	D/B
総合流域防災						
補 助	131,075	66,303	122,615	62,519	0.94	0.94

(注) 1 道路関連社会資本分、特定治水及び剰余金等を含む。

(注) 2 総合流域防災事業には、砂防関係事業(砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業)の他、河川事業・ダム事業も含まれる。

(注) 3 計数は、整理の結果端数調整することがある。

新規制度等

急傾斜地崩壊対策事業の拡充（地域の防災拠点の保全）

1. 目的

市町村役場、警察署、消防署（それぞれ支所等を含む）等、被災することにより地域全体の災害対応機能が大幅に低下する地域の防災拠点を土砂災害から保全し、地域防災力を維持する。

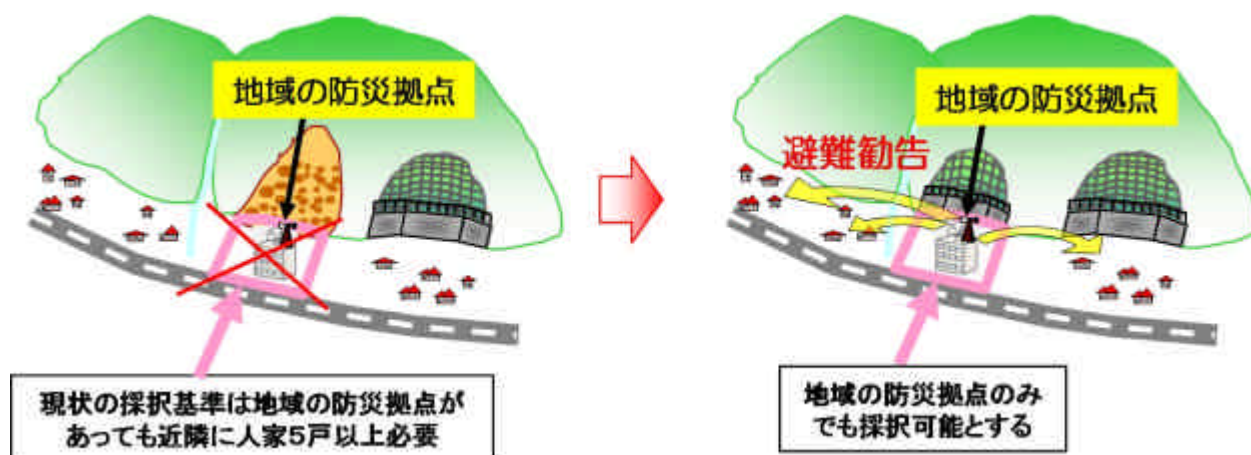
2. 内容

保全対象に地域の防災拠点を含む急傾斜地崩壊危険箇所について、保全対象が地域の防災拠点のみであっても採択できるように、急傾斜地崩壊対策事業費補助の採択基準を拡充する。

3. 科目等

（項）急傾斜地崩壊対策事業費補助

（目）急傾斜地崩壊対策事業費補助 補助率 1 / 2



採択基準

【急傾斜地崩壊対策事業】

現 行	改 正
<p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第12条により、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事のうち、次の各号に該当する場合で事業費7,000万円以上のもので、かつ原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 急傾斜地の高さが10m以上であること 2 移転適地がないこと 3 次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> イ 人家おおむね10戸（公共的建物を含む）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの <p>ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替える。さらに、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算しておおむね5年以内の地域）における公共施設に関連する急傾斜地及び児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・厚生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校（以下「災害時要援護者関連施設」という）を有する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、災害時要援護者関連施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする</p> ロ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 	<p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第12条により、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事のうち、次の各号に該当する場合で事業費7,000万円以上のもので、かつ原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 急傾斜地の高さが10m以上であること 2 移転適地がないこと 3 次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> イ 人家おおむね10戸（公共的建物を含む）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの <p>ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替える。さらに、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復旧事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算しておおむね5年以内の地域）における公共施設に関連する急傾斜地及び児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・厚生施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校（以下「災害時要援護者関連施設」という）を有する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、災害時要援護者関連施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする</p> ロ 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所 <u>及び災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設</u>に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの

山形県月山地区直轄地すべり対策事業調査の新規着手

1. 目的

月山地区においては、過去から現在に至るまで幾度も地すべりにより人家及び自動車専用道路である国道112号等に被害が発生している。また、当該地区は、火山岩屑からなる脆弱な地質特性であるため、豪雨や融雪により、大規模な地すべり災害が発生し、下流域へも激甚な被害を及ぼすおそれのあることに鑑み、当該地区の地すべり地域の実態等を把握するため、直轄地すべり対策事業調査に新規着手する。

2. 内容

月山地区において、地すべり地域の地形、地質、気象等の地すべりの実態把握に関する調査を行うとともに、地すべりの運動機構、発生メカニズムに関する詳細な調査、解析を行う。

3. 科目等

(項) 砂防事業費

(目) 砂防事業調査費 負担率 10 / 10



(参考)

地震による崩壊の防止に係る急傾斜地崩壊対策事業の推進

1. 目的

首都直下地震等の際に発生するがけ崩れにより、地域に甚大な被害を引き起こすおそれのある箇所において施設整備を推進し、人命の保護を図る。

2. 内容

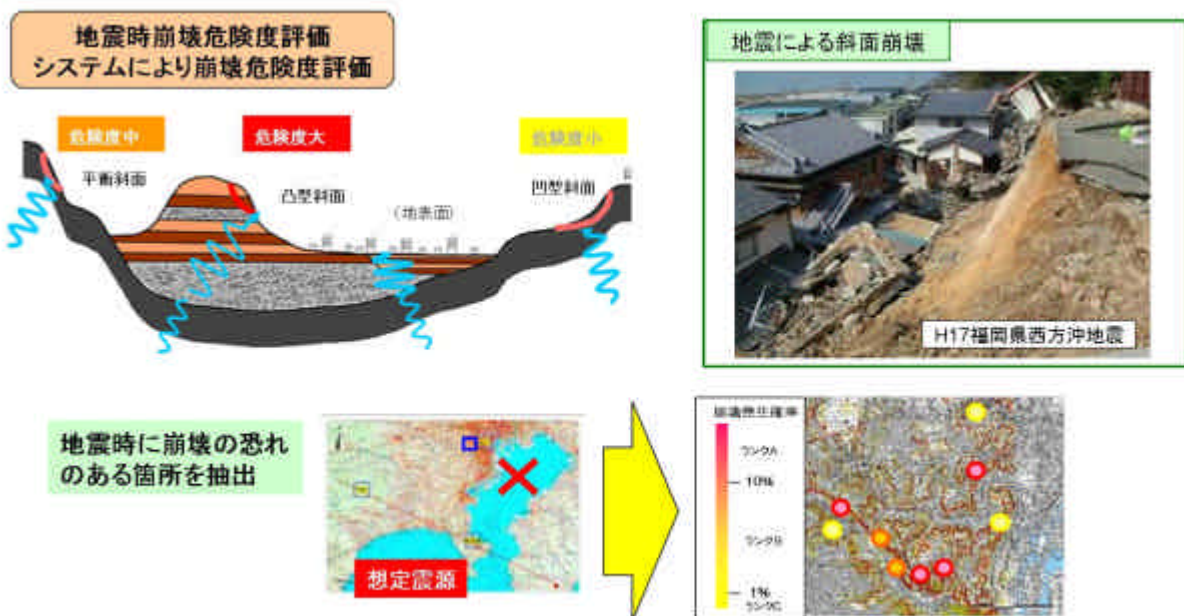
がけ地の地形的特徴等から地震による崩壊の危険度を評価し、コミュニティー（集落や自治体の単位）に大きな被害を及ぼすおそれのある箇所について、急傾斜地崩壊防止施設を重点的に整備する。

3. 科目等

(項) 急傾斜地崩壊対策事業費補助

(目) 急傾斜地崩壊対策事業費補助 補助率 1 / 2

の中で実施



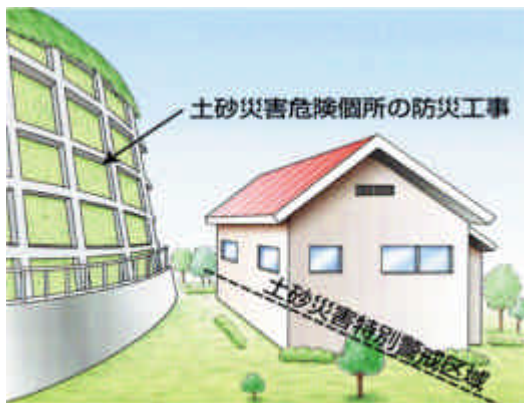
(参考)

融資制度

斜面整備事業（日本政策投資銀行による融資制度）

- ・土砂災害特別警戒区域（急傾斜地崩壊危険区域）にかかる土砂災害の防止に関する施設整備事業
- ・建築物（学校及び医療施設）の土砂災害特別警戒区域外への移転事業

上記事業について、融資比率を30%として継続。



平成18年年末のご挨拶

(社)全国治水砂防協会

理事長 大久保 駿

いよいよ本年も残すところ10日余りとなりました。皆様にはますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、来年度の政府予算原案が本日内示されました。早速、砂防関係事業について国土交通省砂防部から提供された内容をお届けいたします。

公共事業が引き続き削減される中で、砂防関係事業も同様であります但对前年比0.98となりました。ここ数年土砂災害が頻発し、尊い命が奪われ、多くの資産が失われるなど土砂災害防止は大きな社会的要請となっており、政府が7月7日に閣議決定した「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」の中でも「安全・安心の確保」は大きな柱として取り上げられました。財政事情が厳しい中ではありますが、砂防関係予算がそれなりに確保されたものと思っています。砂防部のご努力に敬意を表しますと共に、会員の皆様が砂防への提言・要請を繰り返し政府・国会などに行っていたいただいた成果と思ひ、皆様の惜しまぬ力強いご尽力に御礼申し上げます。

今年は、新しい「土砂災害防止法」が施行され5年になり、土砂災害警戒区域などの指定の促進が強く要請されていきました。指定には市町村長さんのご理解とご努力が欠かせませんが、砂防協会では会員の皆様にアンケートを実施し、これをもとに支部長会議で討議を行いました。多くの提案、解決策のご示唆をいただき、とりまとめて砂防部に提示いたしました。ご協力に御礼申し上げます。砂防事業の実施には市町村長さんの地域の实情に立脚したご意見・ご提言とご協力が必要であり、今後とも広くご意見をお聞きし、砂防事業の推進に反映していけるよう、砂防協会としての役割を果たしていきたいと思います。

この1年大変お世話になりましたことに御礼申し上げ、そして、寒さ厳しき折どうぞご自愛されますよう、ご報告と年末のご挨拶とさせていただきます。よき新年をお迎えになりますように。

(社)全国治水砂防協会平成19年開催会議等予定表

開催月日	時間	事 項	場 所
2月27日(火)	16:30	理事会	シエソパ ッル・サホ - 3階 霧島
3月15日(木) ~ 16日(金)	10:00 ~14:10	第47回砂防および 地すべり防止講習会	シエソパ ッル・サホ - 1階 利根
5月8日(火)	11:00	監事会	本館 特別会議室
5月15日(火)	11:00	評議員会	シエソパ ッル・サホ - 3階 六甲
	13:00	理事会	シエソパ ッル・サホ - 3階 霧島
	14:30	参与会	シエソパ ッル・サホ - 3階 穂高
	16:00	直轄事務所長連絡会	シエソパ ッル・サホ - 3階 立山
	16:30	賛助会員情報連絡会議	シエソパ ッル・サホ - 3階 霧島
5月16日(水)	11:00	第71回通常総会	シエソパ ッル・サホ - 1階 利根
7月25日(水)	11:00	第1回理事・顧問会議	シエソパ ッル・サホ - 3階 霧島
10月11日(木)	10:30	第1回防災担当者のための 土砂災害防止の実務講習会	シエソパ ッル・サホ - 1階 利根
11月7日(水)	16:00	第2回理事・顧問会議	シエソパ ッル・サホ - 3階 霧島
11月26日(月)	11:30	代表参与会	本館 特別会議室
	14:30	参与会	シエソパ ッル・サホ - 3階 穂高
	16:00	直轄事務所長連絡会	シエソパ ッル・サホ - 3階 立山
	16:30	賛助会員情報連絡会議	シエソパ ッル・サホ - 3階 霧島
11月27日(火)	11:00	全国治水砂防促進大会	シエソパ ッル・サホ - 1階 利根